

広川佐保著

『蒙地奉上 「満州国」の土地政策』

汲古書院 2005年 v+344ページ

おづあきこ  
小都晶子

本書の主題は、「(満州国の)土地政策の展開を追うとともに、近代内モンゴル東部地域における重層的な土地権利関係の把握を目指し、さらに満州国におけるモンゴル史を再構成すること」(カッコ内は評者)である(2ページ)。著者の意図するところは、単なる土地制度史の分析にとどまらない。同書は、政策の主体となった「満洲国」(以下、「満州国」および「満州」の括弧は省略)政府の資料を中心に、日本、中国、台湾に現存する関係資料を網羅的に渉猟、分析し、満洲国による内モンゴル東部地域の土地制度再編過程を整理することによって、この地域のモンゴル人の社会構造にも変容があったことを明らかにした。こうした問題設定は、「内モンゴルが日本の植民地支配下に置かれたとはいえ、当時モンゴル人がいかなる意思を持ち、いかに行動したか、そしてそれがどういった結果を生み出したかについて、モンゴル人の立場から捉えなおすこと」(6ページ)を重視する著者の視点によるものであろう。その論旨は、モンゴル社会に対する確かな理解と洞察力によって支えられている。

清朝の時代、内モンゴル東部地域は「封禁政策」によって漢人の入植が禁じられていた。しかし、20世紀初頭までに漢人の入植、開墾が進み、民国期には各地方政府がそれぞれ土地政策を講じたため、土地の権利関係は錯綜していった。モンゴル人が統治するこの地域は「蒙地」と呼ばれ、満洲国の約3分の1の面積を占めていた。満洲国はこれをその開墾

状況や政治状況に応じて、「開放蒙地」(県が設置された蒙地)、「錦熱蒙地」(錦州・熱河省の蒙地)、「非開放蒙地」(興安省に組み込まれた蒙地)に区分し、土地権利関係の整理を進めようとした(1ページ)。以下、本論はこの区分にそって進められる。

本書の構成は以下のとおりである。

はじめに 問題の所在

第1章 モンゴル人の満州国参加 「蒙地」と「自治」区域

第2章 満州国土地政策の展開

第3章 土地政策を巡る対立 蒙政部の廃止

第4章 蒙地奉上に至る過程

第5章 錦熱蒙地の処理の開始 県旗複合制度と土地問題

第6章 錦熱蒙地奉上 所有権の一元化と現状維持を巡って

第7章 対モンゴル政策の転換と「蒙地管理要綱」

おわりに まとめと展望

第1章では、満洲国期以前の内モンゴル東部地域の状況が概観されたうえで、満洲国成立後のモンゴル人をめぐる政治状況が整理されている。満洲事変以後、モンゴル王公や元日本留学生を中心とするモンゴル自治軍は、「自治」を求めて満洲国に参加した。満洲国は非開放蒙地に「興安省」を設定したが、これは当初約束された「自治」区域ではなく、「特殊行政区域」とされた。1933年の熱河占領後、モンゴル地域を統括する興安総署は「蒙政部」に改編され、モンゴル人の行政的な権限は拡大したが、自治は認められなかった。

第2章では、『満洲国土地方策』や臨時土地制度調査会での議論から、満洲国の地籍整理事業が分析されている。当初満洲国の土地政策立案にあたっていた満鉄経済調査会は、土地の旧慣維持の方針をとった。他方、満洲国では土地局顧問に就任した関東軍加藤鉄也を中心に臨時土地制度調査会で土地問題が審議されたが、ここでは開放蒙地においてモンゴル王公が有する権利(「管轄治理権」)を廃し、土地所有の一元化を進めるとした。これに対して、モン

ゴル側の権利を主張する蒙政部は土地局と対立していったとされる。

第3章では、満洲国の土地政策に対して、モンゴル側が反発を強めていく様相が描かれている。蒙政部はモンゴル側と土地局の板ばさみとなるが、興安北省省長凌陞がスパイ嫌疑で処刑され、モンゴル側の主張は抑えられていく。他方、満洲国は地籍整理局を設置して地籍整理事業を開始したが、同時期、関東軍や満鉄経済調査会は開放蒙地におけるモンゴル側の「管轄治理権」を奉上させ、土地所有権を単一化することを目指していた。蒙政部は蒙租徴収を強化してこれに対抗するが、1937年、逆に廃止に追い込まれる。

第4章では、開放蒙地に対する具体的な処理方法が検討されている。1938年、興安局が調査にもとづいて作成した「開放蒙地調査資料」は開放蒙地に旧慣が色濃く残っているとし、蒙地奉上の方針が蒙地の実態と矛盾することを露呈させた。しかし1938年10月、「開放蒙地処理要綱」によって開放蒙地の奉上が実施され、旧王公の権益は失われた。もはやモンゴル側から反対は出なかったが、その一方で、各モンゴル旗においては満洲国が任命した新たなモンゴル人官吏の台頭があったという。

第5章および第6章では、錦熱蒙地に対する処理が検討されている。錦熱蒙地では、漢人が多く入植し県の設置が進んでいたために、モンゴル側と漢人が土地をめぐる争うだけでなく、同一地域に領域の異なる旗と県が並存、対立していた。この現状から、現地の日本人官吏は蒙地の「分割所有権」を主張したが、1939年9月に決定した錦熱蒙地奉上は単一所有権化を目指すものとなった。他方、隣接する華北地域の政治的緊張の影響を受けて、錦熱蒙地奉上では開放蒙地と比較してモンゴル側に有利な条件が設けられ、行政においても「県制」から「県旗複合制度」、「旗制」へと段階的にモンゴル側の権利が認められた。しかし、実際には所有権をめぐる問題が解決できず、錦熱蒙地では「分割所有権」を認める現状維持の方向へ回帰していったとされる。

第7章では、非開放蒙地への対応を中心に、1940年代における対モンゴル政策の転換が検討されてい

る。ノモンハン戦争の敗北以後、モンゴル政策が重視されるようになったという。満洲国政府は非開放蒙地の地籍整理に着手したが、開墾を規制する「蒙地管理要綱」を制定するにとどまった。また興安総省が設立され、モンゴル人の行政地域が統合されたが、同時にその担い手は世襲王公からモンゴル人官吏への世代交代が進んでいた。こうした満洲国のモンゴル政策が同地域の体制転換につながったとし、戦後への展望を視野に入れつつ本論が結ばれる。

以上のように、本書は第1章でモンゴル地域をめぐる政治状況、第2章で満洲国の土地行政が概観され、第3章以下で実際の蒙地処理が検討されている。本書の特徴は、以下の3点にまとめられよう。

第1に、本書の最大の特徴は、満洲国の政策過程から内モンゴル東部地域社会の実態にアプローチしたことである。塚瀬進は、「総じて支配を受けた満洲社会の側から満洲国統治の様相を検討しようとする視角は、これまでの研究では希薄であった」と指摘している〔塚瀬 2006, 109〕。すなわち従来の満洲国研究は政策史に終始し、現地社会の実態には積極的に取り組んでこなかった。しかしながら、満洲国は政策立案に先立って多くの実態調査を実施している。調査資料の豊富さは満洲国期の特徴のひとつであるにもかかわらず、これまで十分に利用されてきたとはいえない。これに対して、本書は立案過程で作成されたこれら各種の調査資料を丹念に分析し、当時の内モンゴル東部地域社会の実態と政策との矛盾を復元している。

さらに著者は、「満洲国が示した土地所有権一元化の方針は、開放蒙地では実施に成功するものの、錦熱蒙地においては挫折する。また、非開放蒙地については、蒙地の管理方法を制定するにとどまった」と結論づけたうえで、こうした満洲国の蒙地政策が、「それぞれの土地の『実態』に規定されるという側面も持っていた」とする重要な指摘をしている(215~216ページ)。満洲国は、「開放蒙地」、「錦熱蒙地」、「非開放蒙地」、それぞれの地域の実態に

応じて、政策を変更しなければならなかった。これは、満洲国が政策の施行に際してモンゴル社会の側の制約から自由ではなかったことを意味する。この指摘は、満洲国の諸政策を地域社会との関係で論じることの有効性をあらためて認識させるものである。

第2に、従来は一元的にとらえられがちであった満洲国統治内部の多様性が示された。本書は、満洲国政府中央あるいは関東軍と、蒙政部あるいはモンゴル地域の地方日本人官吏との間の激しいやり取りを詳細に検討することによって、「満洲国を支配する側にも、対立や意見の相違が数多く存在していた」ことを指摘する(216ページ)。同時に、明示はされていないものの、政策立案が関東軍や満鉄経済調査会など満洲国政府外部の機関から、地籍整理局、地政総局など政府内部の機関に移行する過程も描かれている。すでに本書で明らかにされたように、どの機関が決定権を持つかによって実施される政策は大きく異なってくる。今後は、こうした主体の多様性についても目を配ることが重要となる。

第3に、土地政策という一社会政策の考察を通して、東部内モンゴル地域の社会構造にも変容があったことが明らかにされた。著者は、満洲国の土地政策が「崩壊しつつあった王公制度の解体を促進し、清代以来受け継がれてきた、内モンゴル東部地域における封建制度を解体させ」とし、これにともなってその政治勢力も「旧王公に代わって、モンゴル人高級官吏が台頭しつつあった」とする(216ページ)。当時、モンゴル政治の担い手が旧王公から旗の旧役人や満洲国の官吏へと移行しつつあったことは、本書の重要な論点のひとつである。新興のモンゴル人官吏には、日本の教育を受けた者もいたという。さらに、彼ら満洲国の旧モンゴル人官吏が、戦後内モンゴル独立運動の中心となったことも指摘されている(216ページ)。われわれ日本人研究者がこうした歴史の継承性を語ることは、植民地支配の肯定と受けとられかねない。しかし、冒頭にも引いたように、著者の問題意識はモンゴル人の持つ「主体性」の発見にある。その意味で、最後に自身も満洲国時代を経験されたトゥブシン氏の「モンゴルの社会は日本人が来なかったとしても、自ら発展できた

のである」(334ページ)という言葉に言及しているのは、印象的であった。

さて、以上のような分析が可能になったのは、その丹念な資料の読み進めによるところが大きい。核となるのは、以下3つの段階の資料である。まず満洲国蒙政部や興安局など蒙地の問題に関係する各行政機関は、政策執行に先立って詳細な調査を実施しており、当時の蒙地の状況に関する分析はほぼこれらを集成した調査資料によっている。また政策決定の過程に関する分析は、その審議過程を記録した会議記録の資料によっている。本書の記述の随所にみられるように、会議録には統治側の意見対立が鮮明にあらわれている。さらに決定した政策は、満洲国の『政府公報』等によって確認されている。つまり著者は、ほぼ当時の政策の決定、実施の過程にそって資料を用いている。現在、満洲国期の檔案資料はほとんど残されていない、あるいは利用できない状況にあるが、同書は当時の蒙地の状況を踏まえたくて、蒙地政策の審議、決定、実施の過程を明らかにしており、上述各資料の有用性を証明している。同時にその実証性は、「蒙地整理案」と「開放蒙地調査資料」の分析にみられるそれぞれの資料の性格の違いに目を配った論理展開や、巻末資料にみられる大量の資料を渉猟、消化した地道な作業によって保証されている。

総じていえば、本書はモンゴル社会の側から満洲国の統治を相対化しようとする試みであり、従来の満洲国研究に地域史という視座を提示しているといえよう。

評者は、満洲国史を地域史としてとらえようとする著者の視座を共有している。次に若干評者の私見を述べたい。

第1に、本書は以上のような地域史の視点を持つがゆえに、従来の研究史との間にどのような緊張関係を持つのがひとつの焦点になる。著者は、先行研究を(1)近代内モンゴル東部地域史、(2)満洲国時代のモンゴル、(3)満洲国時代の地籍整理事

業の3領域に区分して整理している(4ページ)。つまり本書の研究史には、蒙地奉上を植民地政策としてではなく、社会との関係でとらえなおそうとする著者の問題意識が集約されていると考えられる。その結果、ここでとりあげられるのは主に地域史による研究となり、満洲国分析に相当の蓄積を持つ日本植民地研究の成果への言及は少ない。しかし例えば、モンゴル人官吏の世代交代には、浜口裕子が論じる満洲国の中国人官吏の変遷に関する研究と類似する点がある〔浜口 1996〕。ここから、満洲国の官吏制度全般に通じる特徴について議論することもできよう。また土地制度に関しては、満洲国の商租権整理事業を論じた浅田喬二の先駆的な研究がある〔浅田 1968〕。浅田が地主的土地所有をもって半封建的土地所有関係としたのに対し、本書は満洲国政府による「近代的」な土地制度の確立をキー概念とする。満洲国分析がいまだ日本帝国主義研究の枠組みに制約されるなか、本書は満洲国の政策を地域との関係で論じることの有効性を積極的に提示することによって、従来の研究に新たな議論の場を提供することが可能だったのではないだろうか。

第2に、本書では蒙地奉上の過程が詳細に論じられているが、その政策決定の背景や目的がはっきりしない部分がある。本書によると、開放蒙地の奉上是1935年後半から36年にかけて議論され、同年末の「蒙地整理案」で方針決定したにもかかわらず、38年2月からの調査を経て、実施されたのは同年10月である。同様に、錦熱蒙地の奉上是1936~37年にかけて検討されたが、同年後半以降、省内の混乱により頓挫し、実施は39年に持ち越されたとする。ともに議論から実施までに1年間のブランクがある。とくに後者に関しては、1939年6月に協議が再開された際に「現地日本人官吏が主張した現状維持政策ではなく、単一所有権の確立を目指すもの」へ変更されていたという(161ページ)。また蒙地奉上は土地所有の一元化を目的としながらも、各会議や計画案では税収拡大(54, 79ページ)や蒙地の国有化(56, 80, 163ページ)なども議論されている。著者も指摘するとおり、こうした政策の展開や変更、目

的には関東軍の意向が反映されていたと考えられる。現状では関東軍の資料入手が困難であることから、以上の諸点についてさらなる検討を望むのは過大な要求といわざるをえない。しかし、本書では満洲国内部での議論が詳細に明らかにされたために、かえって関東軍の政策決定に関わる空白部分が浮き上がってしまったように見える。今後、こうした資料の不足をどのように埋めていくかという点は、満洲国研究全体の課題でもあろう。

最後に、満洲国の蒙地政策が内モンゴル東部地域の社会構造を変容させたことはすでに同書によって明らかにされたとおりであるが、そのインパクトは満洲国の統治を受けなかった内モンゴル西部地域との対比によってより鮮明になりうるのではないであろうか。その意味で、モンゴル研究に不案内な評者としては、同時期に国民政府あるいは蒙疆政権の影響下にあった内モンゴル西部地域の蒙地や旗行政の状況についての言及がほしかった。

同書によって示された視座は多くの点で示唆的であり、上述した点には評者自身が直面する課題もある。本書が、満洲国の蒙地政策についてはじめて網羅的に取り組んだ意欲的な研究成果であることには違いない。本書の議論をきっかけとして、今後、満洲国の諸政策に関する研究が日本史や中国史、モンゴル史などの枠組みを越えてますます活発になることを期待したい。

## 文献リスト

- 浅田喬二 1968. 『日本帝国主義と旧植民地地主制 台湾・朝鮮・満洲における日本人土地所有の史的分析』御茶の水書房.
- 塚瀬進 2006. 「満洲国社会への日本統治力の浸透」 姫田光義・山田辰雄編 『中国の地域政権と日本の統治』慶応大学出版会.
- 浜口裕子 1996. 『日本統治と東アジア社会 植民地期 朝鮮と満洲の比較研究』勁草書房.

(大阪外国語大学大学院言語社会研究科博士後期課程)